（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

**第十二条**　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

| 手続の区分 | 書面 | 記載事項 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第十条第十一号に規定する手続 | 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項に規定する書面 | 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定による優先権を主張しようとする旨 |
| ［略］ | | |
| 別表第一の二の二十一の項に規定する手続 | 特許法第三十条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面 | 特許法第三十条第二項の規定の適用を受けようとする旨 |
| 別表第一の二の二十三の項に規定する手続 | 特許法第三十八条の三第二項の規定による同条第一項本文の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面 | 特許法第三十八条の三第一項本文の規定の適用を受けようとする旨 |
| 別表第一の二の二十七の項に規定する手続 | 特許法第四十一条第四項に規定する書面 | 特許法第四十一条第一項の規定による優先権を主張しようとする旨 |
| 別表第一の二の二十九の項に規定する手続 | 特許法第四十三条第一項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面 | 特許法第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権を主張しようとする旨 |

（特定手続の方法）

**第十三条**　電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続（別表第一の二に掲げるものを除く。）を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定す

（発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等）

**第十二条**　電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて、手続補正書、誤訳訂正書、特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願若しくは意匠法施行規則第二条の二第一項の規定による手続、商標登録出願若しくは防護標章登録出願の願書、出願審査請求書又は特許料納付書若しくは登録料納付書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

| 手続の区分 | 書面 | 記載事項 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第十条第十一号に規定する手続 | 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項に規定する書面 | 特許法第四十一条第一項又は実用新案法第八条第一項の規定により優先権を主張しようとする旨 |
| ［略］ | | |
| ［新設］ | | |
| ［新設］ | | |
| ［新設］ | | |
| ［新設］ | | |

（特定手続の方法）

**第十三条**　電子情報処理組織を使用して第十条の規定による特定手続を行う者（代理人により当該特定手続を行うときは、その代理人）は、識別番号を電子計算機から入力し、かつ、第十条の二第一項の規定により入力する事項に係る情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、